

## 高知大学データサイエンスセンター規則

令和4年9月29日  
規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第27条第2項の規定に基づき、高知大学データサイエンスセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、高知大学における数理・データサイエンス・AI分野の教育並びにその基盤となる研究等を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 共通教育におけるリテラシーレベルの数理・データサイエンス・AI教育プログラムを企画整備し、実施すること。
- (2) 応用基礎レベルの科目のうち、全学共通開講が可能な科目を企画整備し、実施すること。
- (3) 応用基礎レベルの科目の各学部専門に応じた構成を各学部とともに検討し、構成の支援を行い、実施に協力すること。
- (4) 前各号に規定する科目のオンラインコンテンツを整備し、大学院生、社会人等の数理・データサイエンス・AI活用能力の向上を図ること。
- (5) 数理・データサイエンス・AIを活用し、高知県内の企業や自治体等の諸課題の解決を図る検討を行うとともに、これを教育に取り入れたプロブレム・ベースド・ラーニング（PBL）やグループワークによるアクティブラーニングの実施に取り組むこと。
- (6) 数理・データサイエンス・AI教育充実の基盤となる教員のデータサイエンス研究を推進すること。

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) センター長
- (2) 専任担当教員

(3) 兼務教員

(4) その他センター長が必要と認めた者

2 センターの教員人事については、センター長は、欠員補充の可否を学長に協議した上で、高知大学センター連絡調整会議の議を経て、発議を行うものとする。

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 センター長は、学長が指名する。

3 センター長の任期は、当分の間、学長が定める。

(副センター長)

第6条 センターに、必要に応じて副センター長を置くことができる。

2 副センター長は、センター長が指名する。

(専任担当教員及び兼務教員)

第7条 専任担当教員及び兼務教員は、センター長の職務を助け、センターの業務を処理する。

2 兼務教員は、各学部から選出された者各1人以上とする。

(運営戦略室会議)

第8条 センターに、業務を円滑に遂行するため、運営戦略室会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) センターの業務内容及び業務の実施方針に関する事項

(2) センターの人事に関する事項

(3) センターの財務に関する事項

(4) センターの規則の制定・改廃に関する事項

(5) その他センターの運営等に関する事項

3 会議は、次の委員で構成する。

(1) センター長

(2) 専任担当教員

(3) 学務課長

(4) その他センター長が必要と認めた者

4 センター長は、会議を招集し、議長となる。

- 5 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 6 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 7 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。
- 8 会議の事務は、学務部学務課において処理する。

(事務)

第9条 センターの事務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。